

福島県甲状腺超音波検査機器整備事業実施要領

第1 趣旨

福島県甲状腺超音波検査機器整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する甲状腺超音波検査機器整備事業について、補助の対象者等を定める。

なお、当該事業は、福島県「県民健康調査」甲状腺検査を担う県内検査実施機関として県の指定を受けている医療機関に対して、超音波検査機器整備の経費を補助することにより、県内検査実施機関の拡充を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

要綱第2条に定める医療機関は、以下のいずれかの要件を満たす医療機関とする。

- (1) 福島県県民健康調査甲状腺検査県内検査実施機関指定要綱（以下「指定要綱」という。）第3条第1号ア及び第2号に規定する専門医が勤務していること。
- (2) 指定要綱第3条第2号イに規定する（一社）福島県医師会等が認定した医師が勤務していること。

第3 補助対象経費

- (1) 次に掲げる甲状腺超音波検査機器整備にかかる経費を補助対象とする。

なお、この実施要領により当該年度に実施した事業にかかる経費について、要綱により、予算の範囲内で補助するものとする。

ア 超音波検査機器の整備に係る経費（備品購入費）

- (2) 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

ア 保守（基本保証を除く）に係る契約等

イ 検査に必要な消耗品等

ウ 既に整備されている検査機器の修繕費等

第4 補助対象となる超音波検査機器の要件

指定要綱第6条に規定する要件を全て満たしていること。

第5 交付申請書の提出

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請を翌年度に改めて行うこと。

- (1) 見積書の写し（整備内容が詳細に分かるもの）
- (2) カタログ等検査機器の性能が分かるもの（指定要綱第6条に定める性能を満たすことが確認できるもの）
- (3) 県からの検査実施機関（拠点）指定通知の写し

- (4) その他参考となる書類

第6 概算払

概算払にあたって、要綱第8条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1)発注（契約）したことが分かる書類
- (2)その他参考となる書類

第7 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第1項第3号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 整備した検査機器の写真、納品書及び請求書
- (2) その他参考となる書類

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。